

令和元年11月1日  
国 税 庁

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書等の発送見合わせについて

この度の令和元年台風第19号による被害により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域（下表の指定地域。以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、国税通則法第11条の規定に基づき、令和元年10月12日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告分及び課税期間の特例適用分の申告書の発送を見合わせさせていただきます。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
岩 手 県	久慈市、下閉伊郡普代村	久慈
宮 城 県	角田市、伊具郡丸森町	大河原
福 島 県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町	郡山、いわき、須賀川、白河
茨 城 県	水戸市のうち秋成町、坪大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町	水戸、太田
栃 木 県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町	栃木、佐野
長 野 県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮	長野、上田